四　照射開始前及び照射中に、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。

五　（略）

六　第十七条第一項の措置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

七～十三　（略）

十四　前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように、作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。

（エックス線装置等を取り扱う業務に係る特別の教育）

第五十二条の五　事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務（装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除く。以下この条において同じ。）に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一　エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識

二　エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識

三・四　（略）

2　（略）

四　照射開始前及び照射中に、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。

五　（略）

（新設）

六～十二　（略）

（新設）

（透過写真撮影業務に係る特別の教育）

第五十二条の五　事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一　透過写真の撮影の作業の方法

二　エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法

三・四　（略）

2　（略）

第三条　電離放射線障害防止規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（警報装置等） **第十七条**　事業者は、次の場合には、関係者が確実に認識できる方法によって、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 一～三　（略） 2　前項の周知の方法は、次の装置又は機器を放射線装置室で使用する場合は、自動警報装置によらなければならない。 一　工業用等の特定エックス線装置 二　エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため使用の都度組み立てる工業用等のエックス線装置であって波高値による定格管電圧が百五十キロボルトを超えるもの 三　荷電粒子を加速する装置 四　エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置 五　数量が四百ギガベクレル以上の放射性物質を装備している機器 3　事業者は、放射線装置室又は放射線装置室に設置された工業用等の特定エックス線装置には、インターロックその他の偶発的な被ばくを防止するための安全装置（以下次項及び第四十七条において単に「安全装置」という。）を設けなければならない。	（警報装置等） **第十七条**　事業者は、次の場合には、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。この場合において、その周知の方法は、その放射線装置を放射線装置室以外の場所で使用するとき、又は管電圧百五十キロボルト以下のエックス線装置若しくは数量が四百ギガベクレル未満の放射性物質を装備している機器を使用するときを除き、自動警報装置によらなければならない。 一～三　（略） （新設）